（質問検査権に係る経過措置）

第六条　新酒類業組合法第九十一条第一項の規定は、施行日以後に行う同項の規定による検査等（報告の求め、質問、立入り又は検査をいう。以下この条において同じ。）について適用する。ただし、関係事業者（同項に規定する酒類業組合等、酒類製造業者又は酒類販売業者とその事業に関して関係のある事業者をいう。）に対しては、同項の規定にかかわらず、施行日前に酒類製造業者等（旧酒類業組合法第九十一条第一項に規定する酒類業組合等、酒類製造業者又は酒類販売業者をいう。）に対して行った旧酒類業組合法第九十一条第一項の規定による検査等及び当該検査等に関連して施行日以後に当該酒類製造業者等に対して行う新酒類業組合法第九十一条第一項の規定による検査等に関連する検査等は、行うことができない。

（アルコール事業法の一部改正）

第七条　アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「同法第十二条第五号」を「第五号若しくは第六号」に、「若しくは第二号の」を「、第二号若しくは第四号の」に改める。

（省令への委任）

第八条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、財務省令又は経済産業省令で定める。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十八号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中小企業等経営強化法

目次中「第八条」を「第七条」に、「中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進」を「中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上」に、「第九条・第十条」を「第八条・第九条」に、「第十一条・第十二条」を「第十条・第十一条」に、「第三節　経営力向上（第十二条―第十五条）
支援措置（第十三条―第十六条）
支援体制の整備（第十七条―第二十一条）」を「第三節　支援措置（第十六条―第二十条）
第四節　支援体制の整備（第二十一条―第三十条）」に、「第二十二条―第二十七条」を「第三十一条―第三十六条」に、「第二十八条―第三十四条」を「第三十七条―第四十二条」に、「第三十五条」を「第四十三条」に、「第三十六条―第四十一条」を「第四十四条―第五十一条」に、「第四十二条」を「第五十二条」に改める。

第一条中「中小企業の創意」を「中小企業等の多様で活力」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「新事業分野開拓」の下に「並びに中小企業等の経営力向上」を加え、「中小企業の新たな事業活動の促進」を「中小企業等の経営強化」に改める。

第二条中第十二項を第十四項とし、同条第十一項中「（第二十八条」を「（第三十七条」に、「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

第二条中第七項を第八項とし、第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　中小企業者

二　組合等（前号に掲げる者を除く。）

三　資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額以下の会社その他政令で定める法人（第一号に掲げる者を除く。）

四　常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人（前三号に掲げる者を除く。）

第三条第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進」を「中小企業等の経営強化」に改め、同条第二項第二号中「促進に関する」を「促進並びに中小企業等の経営力向上に関する」に改め、同号ハ中「異分野連携新事業分野開拓」の下に「並びに経営力向上」を加え、同号ハ(1)中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号ハに次のように加える。

(4)　事業分野別経営力向上推進業務（第二十六条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務をいう。以下この号において同じ。）の内容に関する事項

(5)　事業分野別経営力向上推進業務の実施体制に関する事項

(6)　事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　経営力向上に関する次に掲げる事項

(1)　経営力向上の内容に関する事項

(2)　経営力向上の実施方法に関する事項

(3)　海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第三号イ(1)中「（第四章第一節において「中小企業者等」という。）」を削り、同号ロ中「第二十八条第一項」を「第三十七条第一項」に改め、同条第三項中「中小企業政策審議会」の下に「及び産業構造審議会」を加える。

第四条第一項中「第二条第三項第一号」を「第二条第四項第一号」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二条第二項第一号」を「中小企業等経営強化法第二条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第二条第二項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第九条第一項中「（以下この節、第三章第三節、第三十九条第一項第三号及び附則第四条第一項において「中小企業者等」という。）」を削り、「（中小企業者等」を「（中小企業者及び組合等」に、「を設立し、又は出資して」を「又は」に、「当該中小企業者等」を「当該中小企業者及び組合等」に、「ものを、中小企業者及び組合等」に改め、同項ただし書中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、第三章第一節中同条を第八条とする。